都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(仮称)の案について

平成24年10月国 土 交 通 省

## 1. 背景

都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)は、平成24年8月29日に成立、同年9月5日に平成24年法律第84号として公布されたところです。

今般、法を施行するに当たり、「都市の低炭素化の促進に関する法律施行令」の制定作業を進めているところでありますが、併せて必要となる手続き等を定めるため、「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」を制定し、法において国土交通省令で定めることとされた事項等について定めることとします。

## 2. 概要

○港湾隣接地域に設けられる非化石エネルギー利用施設等 (法第七条第三項第五号ハ 関係)

法第7条第3項第5号ハの国土交通省令で定める非化石エネルギー利用施設等は、港湾隣接地域に導入されることが想定される太陽光発電施設、風力発電施設等とします。

- 〇集約都市開発事業計画の認定等の申請(法第九条第一項、法第十一条第一項関係) 集約都市開発事業計画の認定又は変更の認定の申請をしようとする者は、申請書 に添付図書を添えて、市町村長に提出するものとします。
- ○集約都市開発事業計画の記載事項(法第九条第二項第六号関係)

法第9条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、集約都市開発事業の名称 等とします。

○認定の通知(法第十条第一項、法第十一条第一項関係)

市町村長は、集約都市開発事業計画の認定又は変更の認定をしたときは、申請者に書面により通知することとします。

〇法第11条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(法第十一条第一項関係)

法第11条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更は、集約都市開発事業の施行予定期間の6月以内の変更等とします。

〇法第18条第1項の国土交通省令で定める期間(法第十八条第一項関係)

地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された賃貸の用に供する特定建築物の賃貸料を制限する期間として、一定の期間を定めることとします。

ただし、必要があると認められるときは、市町村長は、一定の範囲内で、当該期間 を別に定めることができるものとします。

## ○特定建築物の賃貸料(法第十八条第一項関係)

法第18条第1項の特定建築物の賃貸料の額は、特定建築物の整備に要した費用、 修繕費及び管理事務費等により算出した額とします。

また、認定集約都市開発事業者は、一定の場合において、当該賃貸料の額を調整することができること等とします。

## 〇法第18条第2項の国土交通省令で定める基準(法第十八条第二項関係)

法第18条第2項の国土交通省令で定める基準は、特定建築物の推定再建築費が、 一定以上となった場合とします。

## 〇特定建築物の譲渡価額 (法第十八条第三項関係)

法第18条第3項の特定建築物の譲渡価額は、特定建築物の整備に要した費用、 特定建築物を整備するために借り入れた資金の利息等により算出した額とします。 また、認定集約都市開発事業者は、一定の場合において、当該譲渡価額を調整す ることができること等とします。

## 〇共通乗車船券に係る届出 (法第二十一条第一項関係)

法第21条第1項の国土交通省令で定める届出の方法は、共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所、運送事業者を代表する者の氏名又は名称、割引を行おうとする運賃又は料金の種類、共通乗車船券の名称、発行価額等を記載した届出書を提出することとします。

## 〇鉄道利便増進実施計画の記載事項(法第二十二条第二項第六号関係)

法第22条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、鉄道利便増進事業に関連して実施される事業に関する事項及び鉄道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項とします。

## 〇鉄道利便増進実施計画の認定及び変更の認定の申請(法第二十三条第九項関係)

法第23条第9項の国土交通省令で定める事項は、鉄道利便増進実施計画の認定の申請及び変更の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等(鉄道事業法の許可等のみなしを受けようとする場合は、当該許可等の申請に必要なものと同等のものを追加)に関する事項とします。

## ○軌道利便増進実施計画の記載事項(法第二十五条第二項第六号関係)

法第25条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、軌道利便増進事業に関連して実施される事業に関する事項及び軌道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項とします。

## 〇軌道利便増進実施計画の認定及び変更の認定の申請(法第二十六条第十項関係)

法第26条第10項の国土交通省令で定める事項は、軌道利便増進実施計画の認定の申請及び変更の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等(軌道法の特許等のみなしを受けようとする場合は、当該特許等の申請に必要なものと同等のものを追加)に関する事項とします。

## 〇軌道利便増進実施計画の認定に係る道路管理者に対する意見聴取(法第二十六条第 五項関係)

軌道利便増進事業の認定の際の道路管理者への通知、道路管理者による国土交通 大臣への意見提出等の手続きを定めます。国土交通大臣が道路管理者の意見を聴く 必要がない場合について具体的に定めることとします。

## ○道路運送利便増進実施計画の記載事項(法第二十八条第二項第六号関係)

法第28条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、道路運送利便増進事業 に関連して実施される事業に関する事項とします。

## ○道路運送利便増進実施計画の認定及び変更の認定の申請(法第二十九条第九項関係)

法第29条第9項の国土交通省令で定める事項は、道路運送利便増進実施計画の 認定の申請及び変更の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等 (道路運送法の許認可等のみなしを受けようとする場合は、当該許認可等の申請に 必要なものと同等のものを追加)に関する事項とします。

## ○道路運送利便増進実施計画の認定に係る道路管理者に対する意見聴取 (法第二十九 条第四項関係)

道路運送利便増進実施計画の認定に係る道路管理者に対する意見聴取の方法及び 道路管理者に対する意見聴取の必要がない場合について、道路管理者の意見聴取に 関する省令(昭和26年運輸省・建設省令第1号)の規定を準用し、必要な読み替 え規定を置くこととします。

#### ○貨物運送共同化実施計画の記載事項(法第三十二条第二項第七号関係)

法第32条第2項第7号の国土交通省令で定める事項は、貨物運送共同化事業に 関連して実施される事業に関する事項とします。

## ○貨物運送共同化実施計画の認定及び変更の認定の申請(法第三十三条第九項関係)

法第33条第9項の国土交通省令で定める事項は、貨物運送共同化実施計画の認定の申請及び変更の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等(貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法の許認可等のみなしを受けようとする場合は、当該許認可等の申請に必要なものと同等のものを追加)に関する事項とします。

#### ○樹木等管理協定の基準(法第三十八条第三項第三号関係)

法第38条第3項第3号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとします。

- 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- ・ 協定樹木等の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険 な木竹の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、樹木又は樹 林地等の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
- ・ 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、樹木又は樹林地等の適正な保全に資するものでなければならない。
- 樹木等管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- ・ 樹木等管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担 を課するものであってはならない。

## ○樹木等管理協定の公告(法第三十九条第一項、第四十一条関係)

法第39条第1項及び第41条の規定による公告は、次に掲げる事項について、 公報、掲示その他の方法で行うものとします。

- 樹木等管理協定の名称
- 協定樹木の樹種又は協定区域
- 樹木等管理協定の有効期間
- ・ 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 樹木等管理協定の縦覧場所

## ○港湾隣接地域における工事等の許可の特例に係る技術的基準(法第四十九条関係)

法第49条の国土交通省令で定める技術的基準は、各港湾管理者が港湾法第37条第2項に規定する工事等の許可の条件を踏まえ制定する技術的基準とします。

## 〇低炭素建築物新築等計画の認定等の申請(法第五十三条第一項、法第五十五条第一 項関係)

低炭素建築物新築等計画の認定又は変更の認定の申請をしようとする者は、申請 書に添付図書を添えて、所管行政庁に提出するものとします。

## 〇低炭素建築物新築等計画の記載事項(法第五十三条第二項第四号関係)

法第53条第2項第4号の国土交通省令で定める事項は、工事の着手予定時期及 び完了予定時期とします。

## ○認定の通知(法第五十四条第一項、法第五十五条第一項関係)

所管行政庁は、低炭素建築物新築等計画の認定又は変更の認定をしたときは、申 請者に書面により通知することとします。

#### 〇法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(法第五十五条第一項関係)

法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更は、工事の着手予定時期及び完了予定時期の6月以内の変更等とします。

## ○国土交通大臣から地方支分部局の長への権限の委任(法第六十一条関係)

地方支分部局の長に対する権限の委任等の所要の事項を定めることとします。

## 〇その他

その他、所要の規定を設けることとします。

# 3. 今後のスケジュール (予定)

公布・施行: 平成24年11月下旬~12月上旬